

i \4月から/
「草木」リサイクルを開始します

4月から草木類のリサイクルを開始します。これまで、ご家庭から出た刈草や剪定した木枝は、可燃ごみとして焼却してきましたが、資源を有効活用するため、ごみ処理施設へ直接持ち込む場合に限り要件が緩和されます。

■対象

刈草・剪定枝など（主にご家庭の庭などから出るもの）



刈草



剪定枝

※以下のものは対象外です
木の根、建設廃材の木くず・木製の粗大ごみ、材木・木製パレットなど

■出し方

- ▶ごみ処理施設に直接持ち込む場合
 - ・木枝は長さ1.5m、直径15cm以下です
 - ・刈草、木枝ごとにあらかじめ分けてください（草木以外は混ぜないでください）
 - ・車の荷台に乗せる場合、袋や紐は不要です（運搬中に飛散しないようご注意ください）
 - ・手数料がかかります（家庭系10kg100円、事業系10kg200円）
- ▶ごみ集積所に出す場合
 - ・分別区分は、従来どおり「可燃ごみ」となります
 - ・刈草は指定ごみ袋に入れて出してください
 - ・木枝は長さ60cm、直径5cm以下です
 - ・ひもで縛る場合、容量分の指定ごみ袋をつけてください
 - ・1回に出す量は、原則2～3袋を目安としてください

■注意

- ・土や泥は、十分落としてください
- ・天日で乾燥させるなど水分を落としてください
- ・ひもで縛る場合、ビニールや麻のものをお使いください
- ・1袋（束）の重さは、5kg程度を目安にしてください

■持ち込まれた草木の活用方法

- ▶クリーンセンターに搬入⇒リサイクル処理業者へ搬出
- ▶破砕機で細かくする⇒一定期間発酵養生する（たい肥化）⇒袋詰め⇒たい肥として販売

問い合わせ

環境課 廃棄物対策係
☎0299-48-1111（内線1144・1145）

i \返金手続きをお願いします！/
美野里地区の粗大ごみシール券が廃止

美野里地区の粗大ごみシール券が3月31日で廃止となります。4月以降、残ったシール券は以下の手続きで口座振込で返金します。



受付期間	4月1日から開始
申請窓口	本庁1階 環境課
申請方法	申請書に必要事項を記入して提出してください
持ち物	・残ったシール券 ・振込先が分かるもの（口座振込のため） ・認め印 ・本人以外の申請の場合は、委任状
返金額	個人等 シール券1枚100円 取扱店 セット単位485円
注意事項	現金での返金はできません

i **ごみの減量・家計の節約しませんか？**
コンポスト・生ごみ処理機の購入費用を助成

本来食べられるのに捨てられる「食品ロス」は年間612tと推計され、その半分が家庭からのものです。こうした無駄なごみを減らすため、ご家庭の生ごみを堆肥化する処理機等の購入費用を助成します。家計の節約にもなりますのでご検討ください。



■補助対象

市内に在住の個人（1世帯当たり1基を限度）

種類	生ごみ処理容器（コンポスト）	生ごみ処理機
助成額	購入価格の2分の1 2,000円を限度	購入価格の2分の1 20,000円を限度
条件	有効容量100ℓ以上 ・耐水性・耐久性があるもの ・ふたがあるもの（臭気・雨水対策）	屋内設置が可能

■手続方法

- ①申請⇒②交付決定⇒③実績報告⇒④補助金交付
申請様式は二次元コードをご確認ください。
※環境課（本庁）、小川・玉里の各支所
窓口で受け付けています

申請様式



■注意事項

- ・交付決定前に購入した場合は対象外となります
- ・予算額に達し次第終了となります